

令和 3 年 度

# 八代市議会建設環境委員会記録

---

## 審 査 ・ 調 査 案 件

- |                     |    |
|---------------------|----|
| 1. 12月定例会付託案件 ..... | 1  |
| 1. 所管事務調査 .....     | 14 |
- 

令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水曜日)

# 建設環境委員会会議録

※欠席委員 君

令和3年12月15日 水曜日

午前10時01分開議

午前11時52分閉議（実時間99分）

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

## ○本日の会議に付した案件

1. 議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）
1. 議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）
1. 議案第136号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号
1. 議案第141号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号
1. 議案第150号・市道路線の廃止について
1. 議案第151号・市道路線の認定について
1. 議案第153号・八代市手数料条例の一部改正について
1. 議案第154号・八代市下水道条例の一部改正について
1. 所管事務調査
  - ・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査
  - ・生活環境に関する諸問題の調査（下水道主要事業の契約締結と進捗状況について）  
（氷川町可燃ごみの受入れについて）

## ○本日の会議に出席した者

委員長 上村哲三君  
副委員長 谷川登君  
委員 太田広則君  
委員 木村博幸君  
委員 谷口徹君  
委員 前川祥子君  
委員 山本幸廣君

## ○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長 谷脇信博君  
市民環境部次長 嶋田和博君  
理事兼循環社会推進課長 坂口初美君  
環境センター管理課長 稲本健一君  
循環社会推進課主幹兼循環社会推進係長 竹井公一君  
建設部長 沖田良三君  
建設部次長 高木剛生君  
建設部次長兼建築指導課長 宮端晋也君  
下水道総務課長 奥村勝己君  
土木課長 竹原彰吾君  
理事兼下水道建設課長 涌田直美君  
下水道建設課主幹兼水処理センター場長 西尾和純君

## ○記録担当書記

緒方康仁君

（午前10時01分 開会）

○委員長（上村哲三君） それでは、定刻となり、定足数に達しましたので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日の委員会に付します案件は、さきに配付してあります付託表のとおりであります。

なお、令和2年7月豪雨に関する特別委員会の設置に伴い、令和2年7月豪雨に関連する予算、事件、条例案等につきましては、特別委員会に付託となりますので、御承知おき願います。

◎議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 最初に、予算議案の審査に入ります。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。

それでは、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会に付託されております市民環境部関係、第4款・衛生費につきまして、嶋田次長より説明をいたさせていただきますので、御審議方よろしくお願いたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の嶋田でございます。よろしくお願いたします。着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号の御説明をいたします。

今回の衛生費中、市民環境部関係につきましては、全て人件費補正に関わるものでありますことから、補正予算書の説明に入ります前に、まず、人件費の補正内容について説明させていただきます。

今回の人件費補正予算の主な要因といたしましては、人事異動等に伴う給料、諸手当の増減による影響分、育児休業及び退職による影響分、共済組合負担金の率改定による影響分によるものでございます。

当初予算にて人件費を計上するときは、当初予算編成時点の職員を基に積算しておりますが、翌年4月1日の人事異動に伴う職員配置の変更により、人件費に変動が生じますことか

ら、毎年度12月に補正を行うものであります。

なお、本年度の人事院勧告に基づく給与改定についてですが、賞与の引下げ改定が勧告されたものの、国においては、極めて異例のこととして、本年の給与改定を見送っているところがございます。

また、熊本県におきましても、同様に本年の給与改定を見送っております。

このようなことから、本市におきましても、県内各自治体の動向を注視しながら、慎重に検討を重ねた結果、本年の給与改定は実施しないこととしております。

それでは、予算書の25ページをお願いいたします。

第4款・衛生費、項2・生活環境費、目1・生活環境総務費では、職員28人分の補正として1476万1000円の増額補正を計上しております。これは当初予算編成時から、人事異動により2名増となりましたことから、その影響額が主な理由となっております。

次に、目5・塵芥処理費では、職員9人分の補正として405万1000円の減額補正を計上しております。これは人事異動等による影響額が主な理由でございます。

最後に、目6・し尿処理費では、職員3人分の補正として48万8000円の増額補正となっております。これは人事異動等に伴う各種手当の増額が主な理由でございます。

以上、款4・衛生費中、市民環境部関係の人件費に係る補正内容の説明とします。審査のほうよろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、以上で、第4款・衛生費についてを終了いたします。

執行部入れ替わりのため小会します。(「ありがとうございます」と呼ぶ者あり)

(午前10時07分 小会)

(午前10時08分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

次に、歳出の第7款・土木費、及び第10款・災害復旧費について、建設部より説明願います。

○建設部長(沖田良三君) 皆様、おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部長、沖田でございます。

それでは、本委員会に付託をされました議案のうち、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号の建設部所管分につきまして、高木次長より説明いたさせますので、御審議方よろしく願います。

○建設部次長(高木剛生君) おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり) 建設部、高木でございます。よろしく願います。着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長(上村哲三君) どうぞ。

○建設部長(沖田良三君) それでは、お手元の議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算書・第8号をお願いいたします。

まず、人件費の補正の概要につきましては、先ほど衛生費の冒頭で説明がありましたが、土木費につきましても同様でございますので、省略をさせていただきます。

それでは、3ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正のうち、歳出について御説明いたします。

款7・土木費を9322万6000円増額補正し、補正後の額は52億7141万7000

円としております。

その内訳は、項1・土木管理費を721万円増額、項2・道路橋梁費を816万5000円増額、項4・港湾費を36万7000円増額。

続きまして、4ページをお開きください。

項5・都市計画費を249万2000円減額、項6・住宅費を7997万6000円増額するものでございます。

また、款10・災害復旧費を2億8300万円増額補正し、補正後の額は12億1430万円としております。

そのうち、建設部所管分として、項2・公共土木施設災害復旧費を8500万円増額するものでございます。

次に、詳細につきましては、まず、人件費補正を御説明いたします。

28ページをお開きください。下の表を御覧ください。

款7・土木費、項1・土木管理費、目1・土木総務費は、職員6人分の補正として166万1000円を増額補正し、5439万9000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目2・建築総務費は、職員32人分の補正として554万9000円を増額補正し、3億2989万8000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響、豪雨災害に伴う時間外勤務手当の追加が主なものでございます。

続きまして、29ページ、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項2・道路橋梁費、目1・道路橋梁総務費は、職員22人分の補正として1710万7000円を増額補正し、2億382万円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目3・道路新設改良費は、職員29人分の補正として894万2000円を減額補正

し、9億5992万円としております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項4・港湾費、目2・港湾建設費は、職員3人分の補正として36万7000円を増額補正し、2億9566万2000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、30ページ、上の表を御覧ください。

款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費は、職員13人分の補正として684万8000円を増額補正し、16億5968万5000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目2・街路事業費は、職員5人分の補正として1112万9000円を減額補正し、1億486万4000円としております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目3・都市下水路費は、職員1人分の補正として18万円を増額補正し、8401万7000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目4・公園費は、職員5人分の補正として303万8000円を増額補正し、2億7062万4000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

次に、目5・区画整理費は、職員4人分の補正として142万9000円を減額補正し、1億568万2000円としております。減額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

続きまして、下の表を御覧ください。

款7・土木費、項6・住宅費、目1・住宅管理費は、職員7人分の補正として579万9000円を増額補正し、3億7207万1000円としております。増額の理由としましては、人事異動による影響が主なものでございます。

以上が、人件費に関するものでございます。

続きまして、人件費以外の補正予算の詳細について御説明いたします。

34ページをお開きいただき、一番下の表を御覧ください。

款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費は、補正額3300万円を増額補正し、2億1212万7000円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が2201万1000円、地方債が1090万円、一般財源が8万9000円でございます。補正額の内訳は、節14・工事請負費を3300万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております。梅雨前線豪雨等災害復旧事業であり、今年5月15日から27日にかけての豪雨により被災しました市道八八重～四方田線の復旧を行うものでございます。

この八八重～四方田線におきましては、6月定例会の補正予算で、委託料や工事請負費を計上しておりましたが、その後、地質調査や詳細設計を行った結果、軟弱な地盤が確認され、その対策としてののり面補強工事に要する費用を増額補正したものでございます。

次に、目2・河川施設災害復旧費は、補正額5200万円を増額補正し、8850万円としております。

補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金が3468万4000円、地方債が1730万円、一般財源が1万6000円でございます。補正額の内訳は、節14・工事請負費を5200万円増額するものでございます。

内容は、表の右、説明欄に記載しております、8月の大雨に伴う災害復旧事業であり、今年の8月11日から18日にかけての大雨により被災した施設の復旧を行うものでございます。

具体的には、東陽町の座連川、及び泉町の栗木川におきまして、護岸の復旧工事に必要な費用を増額補正したものでございます。

別冊の委員会資料、議案第132号の2ページを御覧ください。

道路災害復旧事業及び河川災害復旧事業の位置と、被災状況写真を添付しております。

以上、議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号のうち、本委員会に付託されました建設部所管分についての説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑をお願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ありませんか。じゃあ、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第132号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第8号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。（午前10時18分 小会）

（午前10時20分 本会）

◎議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号（関係分）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分を議題とし、説明を求めます。

歳出の第4款・衛生費について、市民環境部より説明願います。

○市民環境部長（谷脇信博君） 引き続きまして、一般質問最終日に追加提案いたしました、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会に付託されております、市民環境部関係の第4款・衛生費につきまして、嶋田次長より説明いたさせますので、御審議方よろしく願いいたします。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 引き続きお世話になります。

それでは、追加提案されました、議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、衛生費部分について、着座にて説明させていただきます。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○市民環境部次長（嶋田和博君） 予算書の7ページを御確認願います。

この一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業につきましては、千丁町の一般廃棄物収集運搬業者が、本市による千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託に係る一般競争入札並びに一般廃棄物収集運搬業務許可更新処分が違法であるなどとして、平成27年11月に、最初の提訴をなされて以降、これまでに4件の訴訟が起こされ、うち3件につきましては、本市の主張を認める形で結審をしております。

残る1件につきましては、令和元年7月24日に、本市を被告とする損害賠償請求事件が提訴されていたもので、本年9月15日に、本市の主張を全面的に認める判決が、熊本地方裁判所で言い渡されております。

しかしながら、その後、この判決を不服とする原告から控訴の手続がなされ、本年11月1

7日に、福岡高等裁判所より控訴状が本市に届きましたことから、これを受け、代理人弁護士の選定など、控訴審に向けた準備を早急に行う必要が生じたので、今回着手金等の訴訟関係経費227万4000円を補正するものでございます。

この裁判につきましては、令和4年1月28日に、福岡高等裁判所で第1回目の口頭弁論が予定されており、これまでの裁判と同様、本市の正当性を主張してまいります。

今後も、一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟に関する動き等がございましたら、節目ごとに、本委員会で御報告をさせていただきたいと思っております。

以上で説明を終わります。審査のほうよろしくお願いたします。

**○委員長（上村哲三君）** それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

**○委員（山本幸廣君）** これは以前からですね、今回控訴されたということなんですけど、今、次長から正当性の話が出て、説明があったんですね。正当性の中で、我々議会としても、ある程度ね、中身については把握しておかなければ、なぜ控訴されるのかということなんですよ。なぜ控訴されるのか。それは控訴される人がおるけん、控訴されるて。その内容の中でですね、正当性というのは、こういう正当性ですということ、議会には、私はある程度報告をしてほしいと。いいですか。説明は説明なんですけども、以前はね、やっぱりその正当性の中で、いろんなペーパーで資料をいただいたという記憶がありますよ。そこ辺りどうかな、部長。

**○市民環境部長（谷脇信博君）** 過去の裁判につきましてもですね、いろいろと御相談、御報告のほう、させていただいております。今回は、急々に予算として上がったものですから、予算案件の中で御説明をさせていただくということで、ペーパーがありませんでしたことをお

わびいたします。

**○委員（山本幸廣君）** そういうことですので、その都度、その都度ということは、執行部からですね、今、次長のほうから説明がありましたので、よろしかれば、その資料等についてはですね、提出してください。経過についてですね。

**○委員長（上村哲三君）** ただいまの意見を捉えていただいて、報告のほうをよろしくお願したいと思います。スタンスは、じゃあ、従前のおり変わってないということで結構なんです。はい、分かりました。

山本委員、それでよろしいですか。

**○委員（山本幸廣君）** オーケー。

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

**○委員（太田広則君）** 福岡高等裁判所に、今度、また行くということで、審議されるという中で、裁判の流れをちょっと確認したいんですけど、福岡高等裁判所で、また、例えば裁判所が棄却として、市の正当性を受理して、そうすると、相手がまた控訴するということはあるんですか。そうすると、次の、もっと上の最高裁判所に行くという流れになるんでしょうか、その流れの確認だけちょっと、もしそうなった場合ということで、分かりますか。

**○市民環境部次長（嶋田和博君）** 過去の3回、先ほど申しあげました3回の案件につきましても、1件は最高裁まで行っております。

**○委員（太田広則君）** 最高裁まで行くんですね。行く可能は十分あるということですね。

**○市民環境部次長（嶋田和博君）** 手続上は可能となっております。

**○委員（太田広則君）** はい、分かりました。

**○委員長（上村哲三君）** よろしいですか、太田委員。

**○委員（山本幸廣君）** 確認しておきたいのは、やっぱり、その担当の職員はやっぱり代わるわけですね。弁護士は、今度代わってる。

**○理事兼循環社会推進課長（坂口初美君）** お

答えいたします。循環社会推進課、坂口と申し上げます。

弁護士については、八代市の代理人弁護士としては、当初から代わってございません。

原告側は、4つの中で、2回お代わりになっておりますが、主張等については、一貫して同じような主張の流れの中で、弁護士からのほうの提訴が続いているという状態でございます。

○委員長（上村哲三君） 山本委員、よろしいですか。

○委員（山本幸廣君） はい、委員長、よろしいです。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

議案第158号・令和3年度八代市一般会計補正予算・第9号中、当委員会関係分については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

（午前10時28分 小会）

（午前10時29分 本会）

◎議案第136号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第136号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） こんにちは。  
（「こんにちは」と呼ぶ者あり）下水道総務課、奥村でございます。よろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

議案第136号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号について説明させていただきます。

別冊の八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算書・第1号をお願いいたします。

今回の補正内容は、人事異動等に伴う人件費の補正となっております。

それでは、予算書の1ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の補正といたしまして、それぞれ52万2000円を追加し、歳入歳出それぞれの総額を9423万1000円とするものでございます。

内容につきましては、5ページをお願いいたします。5ページの上段、歳入を御覧ください。

節の一般会計繰入金の52万2000円は、今回の補正財源とするものでございます。

下段、歳出の節を御覧ください。内訳としましては、給料5万1000円の減額、職員手当等34万4000円、共済費22万9000円でございます。

以上、議案第136号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） よろしいですね。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第136号・令和3年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙

手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第141号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号

○委員長(上村哲三君) 次に、議案第141号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号を議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長(奥村勝己君) 着座にて説明させていただきます。

○委員長(上村哲三君) はい、どうぞ。

○下水道総務課長(奥村勝己君) 議案第141号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号について説明いたします。

今回の補正内容は、令和4年4月より業務を開始する必要があります契約案件について、予算執行の事前準備として、新年度前に事務処理を行えるように、債務負担行為の設定のみを行うものです。

それでは、補正予算書の1ページをお願いします。

第2条に、債務負担行為を追加設定としまして、2つの事項を設定するものです。

まず、1つ目の水処理センター水質分析業務委託は、期間を令和3年度から令和4年度、限度額を105万円としております。

内容としましては、水処理センターの水質分析を実施するもので、流入水に対して42項目、放流水に対して48項目、総窒素含有量などの検査を実施するものです。

2つ目の公共升設置工事経費は、期間を令和3年度から令和4年度、限度額を7092万9000円としております。

内容としましては、新築等により下水道へ接続する際に必要となります公共ますを設置するもので、八代・八代東部処理区で120か所、

千丁処理区で15か所、鏡処理区で25か所、合計160か所を設置予定としております。

3ページ以降は、債務負担行為に関する調書でございますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第141号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

○委員長(上村哲三君) それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) ありませんね。それでは、以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第141号・令和3年度八代市下水道事業会計補正予算・第1号については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

(午前10時35分 小会)

---

(午前10時37分 本会)

◎議案第150号・市道路線の廃止について

◎議案第151号・市道路線の認定について

○委員長(上村哲三君) それでは、本会に戻します。

次に、事件議案の審査に入ります。

議案第150号・市道路線の廃止について、及び議案第151号・市道路線の認定については、関連がありますので、本2件を一括議題とし、採決については個々に行いたいと思います。

それでは、2件について、一括して説明を求

めます。

○土木課長（竹原彰吾君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）土木課の竹原でございます。

議案第150号・市道路線の廃止についてと、議案第151号・市道路線の認定についてにおきましては、関連がありますので、一括して説明させていただきます。着座にて説明させていただきます。よろしいでしょうか。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○土木課長（竹原彰吾君） それでは、まず、議案書によってですね、説明させていただきます。

市道路線の起点・終点の変更を行うに当たっては、道路法に基づき、一旦市道路線を廃止した後、改めて認定を行うという手続が必要となっております。

議案書の11ページをお開きください。

市道路線の廃止につきましては、道路法第十条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。

今回は、千丁町の2路線、小中須2号線、太慶6号線と、旧八代市内の4路線、昭和堤防3号線、古閑中町2号線、古閑中町17号線、海士江町古閑中町線の合計6路線となります。

続きまして、議案書の15、16ページをお願いいたします。

市道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決が必要です。

先ほど廃止を御提案させていただいた6路線のうち、昭和堤防3号線は廃止だけで、再認定を行いませんので、残りの5路線の再認定をお願いするものです。

また、新たに市道認定を行う千丁町の1路線、折地環状3号線と、旧八代市内の7路線、古閑中町区画20号線から、古閑中町区画26号線までの計8路線についての認定をお願いするも

のであります。

それでは、路線を変更することになった経緯について、路線ごとに説明させていただきます。

まず、一旦廃止を行い、再度認定を行う路線から説明させていただきます。

議案書のほうにもですね、位置図を添付しておりますけれども、廃止と認定の比較がしやすいようにですね、見開き表示にいたしました別添資料を用意いたしましたので、その1ページと2ページの位置図を御覧ください。

路線の起終点の表示であります。丸印が起点、矢印で示してありますのが終点となっております。

まず、路線番号118、小中須2号線は、熊本県が実施している県道新八代停車場線、通称東西アクセス道路と言いますけれども、こちらの道路新設工事に伴い、市道の一部が県道用地となるため、今回市道路線を一旦廃止し、再度認定の手続を行うものです。

位置図を見ていただきますと、この緑色の点線部分ですね、こちらが県道となりますため、終点の位置がですね、変更になります。県道にぶつかった時点で終わりということで、青色から赤色にですね、変更になっております。

次に、路線番号135、太慶6号線は、県道八代鏡宇土線に近接する市道でありましたが、大鞘川総合流域防災事業に伴う道路改良事業により、既設水路をボックスカルバート工法で施工され、市道太慶6号線の橋梁が撤去されたのに伴い、今回市道路線を一旦廃止し、再度認定の手続を行うものです。

こちら位置図を見ていただきますとですね、見比べても、ちょっと分かりにくいと思うんですけれども、この橋梁部分が、県ですね、道路用地となったために、始点の位置が若干ですね、変更しているということになります。

見開き資料のですね、3ページ、4ページ目、こちらを御覧ください。

路線番号2050、古閑中町2号線は、八千把地区土地区画整理事業の地区内を通る、延長639.2メートルの路線でございます。

区画整理事業の整備に伴い、路線が分断されたことから、古閑中町2号線を一旦廃止し、古閑中町2号線、古閑中町21号線として認定の  
手続を行うものでございます。

路線番号2400、古閑中町17号線は、八千把地区土地区画整理事業で整備を行っている都市計画道路古閑中1号線の一部で、現在338.6メートルを古閑中町17号線として市道として認定しております。

区画整理事業の整備に伴い、路線が延長されたため、市道を一旦廃止し、再度認定の手続を行うものでございます。

路線番号111、海士江町古閑中町線は、八千把地区土地区画整理事業で整備を行っている都市計画道路海士江古閑中線の一部で、現在299.2メートルを海士江町古閑中町線として市道認定しております。

区画整理事業の整備に伴い、路線が延長されたため、市道を一旦廃止し、再度認定の手続を行うものでございます。

次にですね、廃止のみの路線について説明いたします。

路線番号3003、昭和堤防3号線は、——失礼いたしました。議案書ですね、13ページをお願いいたします。

路線番号3003、昭和堤防3号線は、大鞆川の新大鞆樋門橋付近から水無川の産島橋付近までの、県管理の海岸堤防の上にある延長3253.8メートルの路線でございます。

県が、農地海岸における海岸堤防の耐震性能を調査したところ、昭和海岸の耐震性能が不足していることが判明したことから、令和3年度から令和21年度までの予定で、国の直轄海岸保全施設整備事業による海岸堤防の耐震化工事が実施されることとなりました。このことによ

り、当該事業による工事等が開始され、また、将来的にも市道としてですね、供用することができなくなることから、市道廃止の手続を行うものでございます。

最後に、認定のみの路線について説明させていただきます。

まず、千丁町の126の3、折地環状3号線でございます。

議案書の17ページをお願いいたします。

本路線は、市道折地環状2号線より続く里道であります。近年住宅の軒数増加に伴い、道路を使用される方も増えたため、隣接する水路を暗渠化する道路改良工事を、道路使用者の安全の確保をしたところでございます。それに伴い、道路幅員も市道認定基準の4メートルを確保できたため、新たに市道路線の認定手続を行うものです。

次に、路線番号2428、古閑中町区画20号線から路線番号2434、古閑中町区画26号線の7路線であります。

議案書の19ページを御覧ください。

本路線は、八千把地区土地区画整理事業で整備が完了した県道八代鏡線の東側の区画道路の一部を市道として引き継ぐため、市道認定の手続を行うものでございます。

なお、起点・終点の地番につきましては、議案書について御確認をお願いいたします。

以上で、議案第150号・市道路線の廃止について、議案第151号・市道路線の認定についての説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について一括して質疑を行います。質疑があったらお願いします。

○委員（太田広則君） すみません、昭和堤防3号線廃止ということで、令和3年から21年まで、国の直轄事業というのは理解をいたします。

直接、この認定廃止に関係ないんですが、堤防をやり替えるということだろうと思い、今の堤防よりかも、ちょっとかさ上げになるんでしょうか。そこの確認だけちょっと教えてください。

**○土木課長（竹原彰吾君）** この国の直轄海岸保全施設整備事業でございますけれども、耐震化がですね、ちょっと問題があるということで、工事のやり方というのは、今の堤防もですね、盛ってですね、ちょっと盛って、今の道路よりもちょっと、若干高くなります。一応そういう工事をですね、道路自体は高くないんですけども、その海側ですね、堤防のほうをちょっと盛土して、背面も盛土するというような状況でございます、道路はですね、3.5メートルの道路がまた、工事の後にはですね、できる予定ではございます。

ただ、今回市道認定廃止というのをしましたらですね、市道認定の基準が4メートルというですね、基準がございますので、道路としては通れますけども、市道認定にまでは至らないというところでございます。

**○委員（太田広則君）** ちょっと認定と廃止と、違う質問なんですけど、要は、せっかくね、国の直轄海岸保全施設整備事業できれいに整備してもらえるわけですから、さっき盛土というか、少し上がると。堤防が上がれば助かるな、皆さんのね、安心が広がるなと思って質問しました。よく分かりました。ありがとうございます。

**○委員（山本幸廣君）** 関連ですけどもね、あの現場を、前回の災害のときに、私も現場に行ってから、指示はした経緯がありますが、坂田県議も一緒だったんですけども、要は、あれから何年という月日の中でですね、国の直轄ということで、大変うれしく思っております。

同時にですね、その施工の方法等々については、市のほうには、図面等についてはですね、来ていると思うんですけども、よければ、この

建設環境委員会も、その断面図でも結構ですので、提出をしていただければというふうに思います。いかがですかね。

**○土木課長（竹原彰吾君）** 今ですね、九州農政局の八代海岸保全事業所のほうで、こちらの事業を行われておりまして、今、委員がおっしゃいましたとおり、ある程度の事業概要をですね、いただいております。一応これ、資料が必要であればですね、資料の提出は可能かと思われまして。

**○委員長（上村哲三君）** ちょっと小会します。  
(午前10時50分 小会)

---

(午前10時51分 本会)

**○委員長（上村哲三君）** 本会に戻します。

ただいま山本委員から資料請求の申し出がありました。

お諮りいたします。

本委員会として、資料を請求することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○委員長（上村哲三君）** 御異議なしと認め、そのように決しました。

それでは、質疑はほかにありませんか。

**○委員（山本幸廣君）** 竹原課長のほうから、八千把の区画整理、もう本当長年長年のですね、整備事業で、完成をしつつある中でも、こういうふうにしてから、市道路線の廃止、そしてまた認定をしなきゃいけないという状況の中でですね、行政としては、その方法というのは、的確な方法でやられたと、私は認識をして、了とするわけですけども、これで最後なんですか。まだ廃止、認定するところがありますか。そこら辺り教えてください。

**○土木課長（竹原彰吾君）** 今、委員からですね、これがまた、今後廃止、認定があるかという御質問でございますけれども、現在、今回ですね、初めてこの県道八代鏡線がありますけれ

ども、そちらから東側、西側はほとんどですね、市道認定が終わっております。ただ東側が、今回初めてでございまして、まだ東側のほうが随分まだ残っておりますので、今後工事の進捗と併せてですね、道路が整備され次第、こういう廃止と認定の手続は進んでいくと思います。

以上です。

○委員（山本幸廣君） なるだけならですね、的確なですね、担当として、その現場をしっかりと見詰めながらですね、路線の認定と、それと廃止についてはですね、素早くしていただければなど、そのように思います。

現場に行ってみればですね、なかなか、たまに聞くんですよ、そういう話をですね。これは市道路線なのか、市道じゃなかったらどうか、市道ばってんが、どぎゃんさつとだらうかと、行き詰ったところは、というような現状も、声が聞こえたもんですからですね、よろしく願いしときます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

まず、議案第150号・市道路線の廃止については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

次に、議案第151号・市道路線の認定については、可決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前10時54分 小会）

（午前10時55分 本会）

◎議案第153号・八代市手数料条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、条例議案の審査に入ります。

議案第153号・八代市手数料条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設部次長兼建築指導課長の宮端でございます。どうぞよろしくお願いいたします。着座にて説明させていただきます。失礼します。

○委員長（上村哲三君） はい、どうぞ。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

議案第153号・八代市手数料条例の一部改正について御説明させていただきます。

議案書は27ページからでございます。

また、説明資料が別途ございますので、こちらの資料に基づき説明をさせていただきます。

資料の2ページをお願いいたします。

まず、改正理由でございますが、令和3年5月に、長期優良住宅の普及の促進に関する法律、以下、長期優良住宅普及促進法と申し上げます。この法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、手数料を新たに規定する必要がございますので、八代市手数料条例の一部を改正するものでございます。

長期優良住宅普及促進法は、長期にわたり住み続けられるための措置が講じられた優良な住宅を普及促進するための認定制度などを定めたものでございます。

改正内容は4点ございまして、①は、容積率を割り増すことができる特例許可制度が新設されましたので、条例第2条第120号に項目を追加しております。

②は、住棟認定の導入ですが、区分所有住宅、

いわゆる分譲マンションにつきまして、これまで各住戸の所有者が個別に認定を受けるという制度でしたが、分譲マンションの管理組合が一括して認定を受けるという制度に改正されました。

③は、認定手続の合理化で、別途の手続でございます住宅性能評価も受ける場合には、長期優良住宅基準と重複する項目は、併せて確認が行われる制度に改正されました。

④は、認定要件の追加ですが、自然災害の被害防止等を配慮するため、審査項目が追加されております。

②から④までの内容につきましては、条例の別表第15をそれぞれ改正するものでございます。

なお、県内の他の所管行政庁におきましても、同様の改正を予定しているところでございます。

施行日は、改正法の施行日と同じ、令和4年2月20日としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑ありませんか。ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 手数料は全国統一の金額ということで理解してよろしいのでしょうか。

○建設部次長兼建築指導課長（宮端晋也君）

各行政庁で、それぞれの手数料条例で定めることとなっております。

熊本県内におきましては、統一した金額で運用するというようにしております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） 谷口委員、よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で質

疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、これより採決いたします。

議案第153号・八代市手数料条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（上村哲三君） 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

（午前10時59分 小会）

（午前11時00分 本会）

○議案第154号・八代市下水道条例の一部改正について

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

次に、議案第154号・八代市下水道条例の一部改正についてを議題とし、説明を求めます。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課、奥村です。着座にて説明させていただきます。

議案第154号・八代市下水道条例の一部改正について説明させていただきます。

議案書の35ページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、令和3年5月10日公布、11月1日に施行されております特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律、通称流域治水関連法における下水道法の改正に合わせ、下水道法を引用しております八代市下水道条例の第10号第3項中、第6条第4号を第6条第5号に改正を行うものです。

以上で、議案第154号・八代市下水道条例の一部改正についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、以上の部

分について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) よろしいですね。以上で質疑を終了します。

意見がありましたら、お願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) なければ、これより採決いたします。

議案第154号・八代市下水道条例の一部改正については、原案のとおり決するに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

○委員長(上村哲三君) 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) 御異議なしと認め、そのように決しました。

#### ◎所管事務調査

・都市計画・建設工事に関する諸問題の調査

・生活環境に関する諸問題の調査

(下水道主要事業の契約締結と進捗状況について)

(氷川町可燃ごみの受入れについて)

○委員長(上村哲三君) 次に、当委員会の所管事務調査2件を一括議題とし、調査を進めます。

当委員会の所管事務調査は、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査、生活環境に関する諸問題の調査、以上の2件です。

このうち、都市計画・建設工事に関する諸問題の調査に関連して1件、生活環境に関する諸

問題の調査に関連して1件、執行部から発言の申し出がっておりますので、これを許します。小会します。

(午前11時03分 小会)

(午前11時03分 本会)

○委員長(上村哲三君) 本会に戻します。

それでは、まず、下水道主要事業の契約締結と進捗状況について、説明願います。

○理事兼下水道建設課長(涌田直美君) こんにちは。(「こんにちは」と呼ぶ者あり) 下水道建設課長の涌田です。着座にて説明をさせていただきます。

それではですね、別冊の令和3年12月、建設環境委員会、所管事務調査、下水道主要事業の契約締結と進捗状況についてでございます。

本市の下水道事業は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善、浸水の軽減を目的とし、市民の安全・安心の確保に寄与できるよう、鋭意事業を実施しております。

それでは、下水道主要事業の契約締結と進捗状況について御報告させていただきます。

3ページを御覧ください。

今回のストックマネジメント事業工事箇所的位置図になります。

図面、左下部にあります赤色の箇所が中央ポンプ場です。中央ポンプ場は、昭和53年度に供用開始して以来、約40年が経過しましたことから、施設の老朽化が著しくなり、平成29年度より、5期に分け改築事業に着手いたしました。

4ページと5ページの中ほどを御覧ください。

中央ポンプ場改築工事について御説明をいたします。

中央ポンプ場の改築工事につきましては、平成29年度から令和2年度まで実施しました第1期工事から第3期工事の概要となります。

5ページの中ほどを御覧ください。

4、中央ポンプ場改築工事委託、第4期協定締結についてでございます。

第4期工事につきましては、第3期工事と同様になりますが、ナンバー2の口径1500ミリメートルポンプ用エンジンを更新するもので、令和2年度より日本下水道事業団と協定を締結しており、協定期間は令和2年6月15日より令和4年3月31日とし、協定金額としましては3億3800万円としております。

6ページを御覧ください。

続きまして、5、中央ポンプ場改築工事委託、第5期協定締結についてでございます。

第5期工事につきましては、沈砂池設備について、電気設備と機械設備を更新するもので、今年度より日本下水道事業団と協定を締結しており、協定期間は令和3年6月25日より令和5年3月31日とし、協定金額としまして7億1900万円としております。

7ページを御覧ください。

第1期工事の建築工事の写真でございます。上段に着工前の写真、下段に完成写真を並べております。

8ページを御覧ください。

こちらは電気設備工事及び機械設備工事で、上段に着工前写真、下段に完成写真を並べております。

9ページを御覧ください。

第2期工事の状況写真です。左上より、口径1800ミリメートルのポンプ用エンジンの現場操作盤製作状況です。

その右側が、各エンジンポンプを運転する際に必要となる補機類の現場操作盤となります。

左下及びその右側の写真を御覧ください。写真が、製作した現場操作盤の搬入・据付け状況でございます。

右側、上下2枚の写真は、機械設備工事で設置した仮設ポンプを運転する際に必要となる仮設操作盤と仮設発電機の設置状況でございます。

10ページを御覧ください。

左上より、口径1800ミリメートルポンプ用エンジン更新状況です。

その右に2枚、撤去完了までの写真が続きます。

上段右側及び下段真ん中の写真は、撤去した口径1800ミリメートルポンプ用旧エンジンに代わり雨水・排水を目的とした仮設ポンプの設置状況です。

下段左は、口径1800ミリメートルポンプ用新エンジンの試験運転状況です。

次に、11ページを御覧ください。

第3期工事の状況写真です。左上より、口径1500ミリメートルポンプ用エンジン更新状況です。

その右に2枚、撤去完了までの写真が続きます。

下段左は、口径1500ミリメートルポンプ用新エンジンの試験運転状況です。

次に、12ページを御覧ください。

第4期工事の状況写真です。3期工事同様、左上より、口径1500ミリメートルポンプ用エンジン更新状況です。

その右に2枚、撤去完了までの写真が続きます。

下段左は、口径1500ミリメートルポンプ用新エンジンの運転状況です。

第5期工事につきましては、工場での機器製作に向けて準備を行っているところでございます。

次に、13ページを御覧ください。

○委員長（上村哲三君） 涌田課長、ちょっと待って。今、説明で1800ミリメートル、1800ミリメートルって、ずっと言うけど、これ、あれには1500ミリメートルで出とるけど。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） すみません、1500ミリメートルです。すみませ

ん、言い間違いました。

○委員長（上村哲三君） はい、分かりました。続けてください。皆さん、そのように理解お願いします。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 第3期と第4期が1500ミリメートルです。すみません。

第5期工事につきましては、工場での機器製作に向けて準備を行っているところでございます。

次に、13ページを御覧ください。

現在の改築工事スケジュール及び契約状況をまとめたものでございます。

最後になりますが、中央ポンプ場改築工事は浸水対策として重要な工事です。それぞれの工事を安全に進めるとともに、工事管理を万全に行いながら事業を進めてまいります。

以上で、下水道主要事業の契約締結と進捗状況について報告を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいまの説明について、何か質問、御意見等ありませんか。

○委員（山本幸廣君） 最後の改築の工事のスケジュール及び契約の状況等の、年度ごとの比較があるんですけども、今回初めての更新、まだ初めての更新ですか。ちょっと聞かせてください。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 更新はですね、平成29年度から最初の工事がスタートしまして、ポンプを1つずつ、年度ごとに更新をしてきているということで、今年度で最後のポンプの更新が完了するということになります。

○委員（山本幸廣君） これは建設環境委員会で、現場の調査に、現場視察に行った経緯がありますよね。その中、行ったでしょう。今、行った中でですね、工事、改築の工事、1期目か

2期目か分かりませんが、大変だなあというのは、なぜかというのは、いろいろと部分ごとに、年ごとに更新、改築をしていくという状況の中でですね、一括してからですね、今さらじゃないんですけども、どちらのほうが総事業費がかかったのか、安かったのか、高かったのか分かりませんが、今も工事を、改築するものですから、この改築が終わったら、大体耐用年数どれくらい見ておりますか。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 機器類についてはですね、大体15年から20年という期間がありますけど、あとは、部分的に故障したところは修繕していくような形にはなりますけど、一括でする方法はあるんですけど、やっぱり6月から10月までの出水期については工事ができない、ポンプを動かさないといけないので、工事ができないということで、11月から5月までの間に、ポンプを更新をしないといけないということですね、一気に替えるには、ちょっと期間が短過ぎて、年度ごとの更新という形になったということになります。

○委員（山本幸廣君） なぜ私が言いますと、安全性の問題をですね、現場に行ってから、大変だったと思うんですよ。大変だったです、私たちもう、ぶつかりやせんかなあ、どういふふうな搬入、搬出の中でですよ、ということで、安全性の面からもですね、やっぱり安全面については、ぜひともですね、これはもう強く要望してんですけども、現場でですね、いろんな事故がないような対策というのは、取っておられると思うんですけども、極力、この改築になったら、そういう事故が多発するんですよ。そこ辺りについては注意していただきたいし、総事業費、33億円の総事業費で、今現在は二十何億円かな、23億円ぐらいかな、あとどれぐらいかかるんですかね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 計画としましては、来年度、令和4年度で完了する

見込みでございます。

○委員（山本幸廣君） 総事業費。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 総事業費として、今資料でお示ししております、約24億円弱ぐらいの費用で完了する見込みでございます。

○委員（山本幸廣君） ありがとうございます。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（木村博幸君） 1期目、2期目か、2期目でポンプ1800ミリメートル、これはここだけで、あとは全部1500ミリメートルですが、2期工事だけ大きな配管というところで、あとは全部1500ミリメートル、もしくは1800ミリメートルから1500ミリメートルに変更されて、小さくなったというわけではないんですかね。

○理事兼下水道建設課長（涌田直美君） 1期目の工事はですね、500ミリメートルのポンプが2台更新をしています。2期目で1800ミリメートルが1台と、3期目で1500ミリメートルが1台、今回4期目で1500ミリメートルが1台ということで、もともとあった口径をそのまま更新をしているということになります。

○委員（木村博幸君） そのほかですけど、エンジンポンプですか、それとも発電機のエンジンを替えたんですか。何か電動のモーターを動かす発電機があるんですか。どうなんですか。

○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君） 委員質問のポンプ用の動力ですけども、一番小さい500ミリメートルのポンプなんですけど、こちらは2台ありまして、その2台とも電動で動くようになっております。こちらにつきましては、停電時に非常用の発電機をもって起動するような形になります。

普通の商用電力が来ているときは、商用の電力で動くことができます。

そのほかの1500ミリメートル2つと、1500ミリメートルのポンプ1台、この3台につきましては、重油を動力としまして、エンジンを回しまして動かすようになっております。

以上でございます。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。はい、分かりました。

ちょっと発電機ちゅうのが頭にあったもので、発電機で回す大きなモーターのポンプかなと勘違いしました。ありがとうございます。

そのほかですね、3期、4期と、エンジンが大きく変わってきておりましたが、メーカーを見てみると、マークが三菱ですが、今回全部ヤママーに替わってきたということで、これは何か大きな理由はあるんでしょうか。

○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君） お答えいたします。

もともと三菱製のエンジンがついておりました、こちらの更新につきましては、日本下水道事業団にお願いしてですね、更新していただいています。ですが、三菱製のエンジンということで、基本的にポンプも三菱でございますので、そこに合わせるエンジンとなりますと、どうしてもポンプ側のメーカーさんの仕様となってきました、新菱工業、三菱の施工に当たります新菱工業というところが間に入って、そこがヤママーさんのエンジンを購入してですね、つけるような形となります。ですので、施工は新菱工業というところが行っているということでございます。

以上です。

○委員（木村博幸君） ありがとうございます。新菱工業というメーカーがあるということですね。分かりました。

これもですね、あれですが、環境に配慮されたエンジンというのが、なかなか大きなディーゼルエンジンのところを撤退というところあります。日本でもですね、もういすゞとか、ヤマ

ハさんなんかですね、自分では持ってなかったですけど、そういった意味では、海外のメーカーのエンジンを使ってあるところ、やっているんですが、今回導入されるヤンマーさんは、環境に配慮した、排気がきれいな、クリーンなエンジンということであるのでしょうか。

**○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君）** 先ほどお話ししました、ヤンマー製のエンジンということで、私も、ヤンマーの工場に行きまして、排気ガスの状況、確認してまいりましたが、非常に最新のエンジンでございまして、クリーンな排気ガスということで、燃費も非常に上がっておりまして、低燃費で、非常に効率のいいエンジンというふうには聞いております。

以上でございます。

**○委員（木村博幸君）** ありがとうございます。安心しました。どうもありがとうございます。

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。

**○委員（前川祥子君）** 先ほど耐用年数が15年から20年とおっしゃいました。この間ですよね、この間ランニングコストというか、いろんな部品購入とか、何かそういう交換とか、あるかとは思いますが、大体年間どれぐらい必要経費がかかってくるというふうに、予想というかですね、計画されているのでしょうか。

**○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君）** 年間のランニングコストの件でございますが、必要なものとしまして、エンジンとかですね、機器類につきましては、新しくなりましたので、ここしばらくはですね、ほとんど更新するものがなくなってまいります。ですので、実際に必要なものとしましては、そういう動力であります重油とかですね、電気代、そういうものが必要となってまいりまして、あと、エンジンのオイル、そういうものが必要となってまいります。

今後10年、20年たってまいりますと、いろんなものが壊れてまいりますので、その辺の修繕費用というのが発生してきますが、ここ5年、10年は大分少なくなっていくものと考えています。すみません、具体的な、ちょっと数字が出てきませんが、そういうようなものというふうに御理解いただくと助かります。

以上です。

**○委員（前川祥子君）** 分かりました。

でも、そうですね、ここ10年、20年ぐらいいは、もう部品替えるようなことはないだろうということですが、替えるような状況になった場合、これはやっぱり、先ほどからおっしゃっているような、メーカーさんとの契約の中で、部品の交換というか、随意契約という形を取っていかれるようなことになるのでしょうか。

**○下水道建設課主幹兼水処理センター場長（西尾和純君）** 機器メーカーであります、電気ですと正興電機さん、機械ですと新菱工業さんというメーカーが、今回行っていらっしゃるんですけども、日本下水道事業団との契約の中です、ね、されてますけれども、私たちも、契約相手方は日本下水道事業団ですので、日本下水道事業団さんに、故障原因を追求してもらってですね、日本下水道事業団さんから、そういう各メーカーに指示が飛んでですね、対応していただくということで、私たちが、小さなものと、随意契約と言えるかは、入札になるとは思いますが、そのような形で発注して、対応していただく、もしくは小さな物ですと、日本下水道事業団さんをお願いしてですね、していただくという形になるかと思っております。

以上でございます。

**○委員（前川祥子君）** はい、分かりました。

**○委員長（上村哲三君）** よろしいですか。

ほかにありませんか。

**○委員（山本幸廣君）** これは一つですね、要

望なんですけども、要は、中央ポンプ場の役割というのは物すごいんですね。八代市内、この下水道の流域の中でもですね。だから、やっぱり一番大事な場所で、ポンプ場であるもんですから、そこらについては、私は、いろんな改築費というのは、そんなに、あまり強調してないんですけども、あとはやっぱり安全面と、それから点検、それとですね、その下水道の堆積物等々の調査もされておられると思うんですよ。そこら辺りを含めながらですね、堆積物が多かりや多かほど、やっぱり機械というのは悪くなる可能性十分あるわけですよ。それをしながらですね、やっぱり適正な、やっぱり点検をしながら、15年が20年にもてるようなですね、体制をしていただければと思います。

特に、海に出すほうだもんですから、それをいつも要注意しながらですね、担当の部署としては頑張っていたきたいというふうに要望しておきます。

**○委員（木村博幸君）** 先ほどちょっとディーゼルエンジンのこと、話しましたが、今回ライフサイクルが15年、20年もつだろうということですけど、SDGsに取り合わせていきますと、恐らくはですね、カーボンニュートラル、SDGsの先ですね、2050年、ここに向けてはですね、多分電動化に走ってくるのかなと思います。今回このエンジンが最後で、次の更新からは、恐らく電動化、バックアップでディーゼルエンジンが残るかなという程度、恐らくエンジンメーカーも、多分撤退していきだろうと考えられますので、次、予算をですね、15年後、20年後を見据えながらつくられるならば、電動化のポンプというところをですね、検討を必要かなと、ちょっと思っております。意見です。

以上です。

**○委員長（上村哲三君）** ほかにありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

**○委員長（上村哲三君）** なければ、以上で下水道主要事業の契約締結と進捗状況についてを終了します。

執行部入れ替わりのため小会いたします。

（午前11時23分 小会）

（午前11時25分 本会）

**○委員長（上村哲三君）** 本会に戻します。

次に、氷川町可燃ごみの受入れについて、説明願います。

**○環境センター管理課長（稲本健一君）** こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）環境センター管理課、稲本でございます。よろしくお願いたします。

平成30年7月から、八代市全域の一般廃棄物を環境センターで処理を行っていますが、氷川町より、令和6年度から環境センターにて、氷川町の可燃ごみを、受入れを希望されていることから、これまで協議を行いましたので、現時点での状況について御報告いたします。着座にて説明をさせていただきます。

**○委員長（上村哲三君）** はい、どうぞ。

**○環境センター管理課長（稲本健一君）** 氷川町可燃ごみの受入れについての資料を御覧ください。

まず、1の概要についてですが、現在氷川町が使用している最終処分場が、令和5年度で許容量に達する見込みとなったことから、氷川町としては、令和5年度でクリーンセンターでの焼却処理自体を終了し、令和6年度から、本市環境センターへの搬入を希望されています。

令和2年度より事務方の協議を行っており、今後受入れ価格についても協議を行うこととしています。

次に、2の前提条件についてですが、現時点で氷川町が希望されている条件は、次の4点です。読み上げさせていただきます。

①令和6年度より環境センターへの搬入を開

始。

②期間は、環境センターが稼働を続ける間。

③可燃ごみのみの搬入、資源ごみは氷川町が独自で処理を予定されております。

④年間最大4000トンの受入れ。

続きまして、2ページ目の令和6年度氷川町一般廃棄物処理事務委託フローを御覧ください。

氷川町から出た一般廃棄物の処理方法について、フロー図にしたものです。

まずは、右上に明記してあります収集運搬の種別を御覧ください。番号の説明からさせていただきます。

1の委託業者は、氷川町が契約する町の集積場を収集する委託業者のことです。

2の許可業者は、事業者から出た可燃ごみを収集する業者のことです。

3の持込みは、1、2、以外のことで、例えば、町民や事業者が直接持ち込んだ場合です。

まずは、可燃ごみから説明いたします。氷川町の枠囲みの中の可燃ごみから、1と2の点線矢印が環境センターへ引いてありますが、これは、可燃ごみについては、1の委託業者と2の許可業者のみが環境センターへ直接搬入できることとしています。

3の持込みは、氷川町民の方などが、直接可燃ごみを捨てる場合で、これはクリーンセンターなどに設けられる中継基地サテライト施設への持込みとなります。

次に、粗大ごみについてですが、これは、2の許可業者と3の持込みの両方とも、中継基地サテライト施設へ持込みとなります。

そこで、資源になるものと焼却処理を行うもの、可燃性粗大ごみに分けられて、焼却処分をされる物だけが、環境センターでの搬入基準に沿った状態で、氷川町が契約する委託業者のみが環境センターへ搬入できることとしています。

最後に、資源ごみについてですが、これも1の委託業者と2の許可業者と3の持込みの全て

が中継基地サテライト施設へ持込みとなります。

そこで分別され、その際に発生する可燃性残渣、資源物にならない物については、環境センターでの搬入基準に沿った状態で、氷川町が契約する委託業者のみが環境センターへ搬入できることとしています。

以上が、現在までに氷川町と協議を行ってきた内容でございます。

実際に氷川町の燃えるごみの受入れを行うまでには、決めなければならない事項も多くございますので、今後も引き続き氷川町と協議を行ってまいります。

以上、御報告させていただきます。

○委員長（上村哲三君） それでは、本件について、何か質問、御意見等はありませんか。

○委員（木村博幸君） 前提条件の中に、①で、令和6年度より始まりますが、その期間、②、うちの八代市のエコエイトですね、環境センター、これが稼働を続ける間ということであれば、氷川町としては、もう処理施設は造らないということを受け止めてよろしいのでしょうか。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 今のところなんですけども、協議の中では、氷川町が決めることでございますので、一応今の話の中で、協議の中では、施設を造る予定ではないというところでお伺いしております。

○委員（木村博幸君） そうであれば、事務方が、令和2年度からお話合いが始まったということではありますが、もうエコエイトが稼働するのに合わせて、向こうは搬入を待ってたというふうにも取れますが、うちのエコエイトの処理能力というのに、そんな余裕があるんですか。

○環境センター管理課長（稲本健一君） まず、環境センターを造る上でなんですけれども、計画を行うときに、氷川町のほうに、施設のですね、持込み、広域的な話の御相談をしたときに、一応そのときに御相談したんですが、そのときにはもう、氷川町はもう独自でというような話

だったというところで、前任の方から聞いております。

それと、先ほど言われました環境センターでの処理能力というところですが、まず、設計能力的には、氷川町の可燃ごみの受け入れる余力はあります。

しかしながら、氷川町が予定されている量が搬入すると、現在、運営会社であるニチゾウ九州と契約を結んでおります。稼働日数とかですね、氷川町が予定する契約での、今現在ニチゾウ九州との契約を結んでまして、稼働日数の、今現契約の稼働日数では処理ができません。そのため、処理が可能となる稼働日数への契約変更が必要となり、それにより契約金額が上昇することとなります。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（木村博幸君） 今、お話し合いが新たに始まるということですが、できれば、そういうお話がですね、エコエイトを計画するときからあってあったならですね、致し方ないと思いますが、今からなので、非常にこの辺については、やっぱり環境センターの、やっぱり今後の費用もかかっていくことですので、整備率、その辺を入れて、やっぱり受入価格というのは慎重に討議していただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（谷口 徹君） 八代市ごみの減量化に、かなり以前から努力してまいりましたが、氷川町の現在のごみの減量化等の取組状況が分かれば教えてください。

この協議において、そういった中身も併せてされているのかもお願いします。

○委員長（上村哲三君） 言えるか。

ちょっと小会します。

（午前11時34分 小会）

（午前11時35分 本会）

○委員長（上村哲三君） 本会に戻します。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 委員の御質問の件なんですけれども、氷川町のほうでですね、八代市の基準に合った方法で減量化を図るといふところでの協議を言われたといふところでの協議の内容で、すみません、氷川町はそういうふうに取り組みれるということでお答えをいただいております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員長（上村哲三君） よろしいですか。

○委員（谷口 徹君） はい、結構です。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

○委員（山本幸廣君） 今、稲本課長から、前提条件、特に木村委員からも今指摘といふか、気になられてですね、これはもう稲本課長に、私が、説明されたから聞くわけでありましてけども、最終的には部長、次長が、今日出席ですから、お伺いしたいと思います。

まず、これは事務方で協議をするということになっているわけですね、これから。受入れの価格等についても、これについては、もう事務方で価格を決めていかなきゃいけないという状況で、その中で一番ネックなのが、だから、先ほど木村委員から発言があったようにですね、環境センターが稼働を続ける間という、その期間、これ、誰が決めたんですか、この前提条件は。教えてください。

○市民環境部長（谷脇信博君） 市民環境部の谷脇です。

受け入れる期間といいますか、要は、令和6年から焼却ができないということでしたので、いつまで入れられるかという話になりますと、今現在八代市が、エコエイトの運営を委託しておりますが、その債務負担の期間、要は20年間にしておりますので、残り17年といふところでの考え方で、この表現になっております。

○委員（山本幸廣君） 答えるといふか、答えといふか、理解できないんですけども、最終的

には、もうはっきり言ってから、うちのエコエイトが、はっきり言って、耐用年数15年という、そういう状況の中で、老朽化した中でですよ、これだけ4000トン、毎年4000トンを持ち運ぶという状況になったときに、私はこのような前提条件を、まずは、何でもか、文言を入れたんかなと思うんですよね。それは自治体が違うわけでしょう。協力はせないかん。協力は絶対せないかん。これはもうはっきり言ってから、いろんないきさつがありましたよ。いきさつがあって、経緯というのは、私たちはですね、感情的になったこともありますけどもね、けども、やっぱり、これは隣接、隣の近隣のやっぱり自治体、協力は絶対せないかんということで、こういう状況になった。けども、はっきり言って、言葉で言えばですね、もううちは造らん、先ほど木村委員が言われたような状況に、そういう前提があったのかということですね、やっぱり考えれば、何か奥深くなってくるわけですけども、それじゃなくしてから、この前提条件の中での稼働が続けられたというのは、事務方でもう一回審議したほうがいいんじゃないかと思えますよ。

それはなぜかといいますと、自治体は自治体のやっぱりごみの処理というのは、これはもう広域のうちの事務組合というのがありますが、消防の。環境も、広域の事務組合というのがですね、大体こういうのを前提として、声が出ないんですよ、大体。そうすれば、何も関係ないんですよ。

広域というですね、ことを入れたならばですね、うちはもう、これは、②は、永久に稼働を続ける間というのは、これは何でも、その法律化ができないのか、それとも、事務方ですよ、検討しなかったのか。ここは問題ですよ。

私は、やっぱり広域の中ですね、どうにかその法的な問題も軽くクリアしながら、隣接のやっぱり氷川町ですから、それを、私は受入れ

をすると、広域受入れというのが、なぜできなかったのかなというのが、大変不思議でたまらない。

そういうことの中ですね、この稼働を続ける間というのは、今、谷脇部長が説明したけれども、15年間、私はそのうちにな、そのうちになという言葉を使うと、広域合併という状況にな、行政の、自治体の、そういう方向も見いだした中でのですね、このような考え方なら、私はいいと思いますよ。そこあたりはトップレベルで、どこまで裏のほうで進んでいるのか分かりませんが、今の前提の状況ならば、これはちょっとおかしいと思うんですよ。稼働を続けられない。

それは、うちは造らんでよかけんでからで、あとは受入れの価格ですね。氷川町が、センターを造らなければ、建設費も要らないわけですから、それについての積算というのは、どういような積算をするのか分かりませんが、あとは受入れ、これをやっぱり、どうしても首長、谷脇部長あたりが、前提条件に入れた以上、外せれないとなればよ、じゃあ、受入れ価格をどうするのかということになるじゃないですか。そこら辺りどうですか。

**○市民環境部長（谷脇信博君）** お答えいたします。

前提条件で15年間、残り期間なんですけど、このことを決めたのを、一番の原因はですね、氷川町のごみを受け入れるという、可燃ごみだけなんですけども、可燃物だけを受け入れるということで、今現在、エコエイトが20年間の債務負担で契約してます事業費ちいいますか、経費、それに、結局ごみの量が増えることによって、機械が傷むもんですから、その分のメンテナンス費用とか何かが上がってまいります。そういうのを、何年間、どのくらい燃やすのかというところで、もう一回積算してもらって、その分というのを、八代市は払わなければなり

ません。

そのために、前提条件といえますか、取りあえず、取りあえずじゃいかなです、今現在委託しております期間、残期間というのを、割り算する分母にするために、入れさせてもらっておるといのが、前提条件の中に期間が入っている原因でございます。

**○委員（山本幸廣君）** 谷脇部長、取りあえずという言葉は、前提条件の中で取りあえずというのが、一番大事な発言なんです、取りあえずというのは。

なぜかといいますとね、前提条件というのは条件ですから、しっかり固まった、前の条件であって、あとははっきり言って、後提条件か何かあるか知りませんが、前後の条件の中で言えばですね、前後の条件というのをですね、考えておればいいんですけども、前提条件ならば、もうはっきり言ってから決まった状態ですよ。それをどうするかということなんです、ね。

今、言われた、取りあえずと言われたら、まだ取りあえずと理解しますよ。取りあえずが、理解しますよ。

そういうことで、私は理解しますが、なるだけならば、やっぱりこの辺りについては、やっぱり今、部長が言われたように、事務方でしっかりした、やっぱり論議をして、議論して、そして最終的には、やっぱり首長が決めるかもしれないんですけども、私たち議会も、その都度その都度、やっぱり報告していただきたい。

**○委員長（上村哲三君）** よろしいですね。意見としてお願いします。

ほかにありませんか。

**○委員（前川祥子君）** 先ほど谷口委員が、氷川町のごみの減量化というお話されましたけど、私は、生活環境事務組合の委員でもありますので、状況的なことはよく聞いております。

氷川町のほうも努力されているという状況で、結果は、今後、八代市の環境センターと共にや

っていくということを前提に、減量化のほうに取り組んでいるというふうになっております。

その中で、八代市の減量化ということも考えていかなければならないと思うんですね、前提が、もう随分前からあっていますから。そういう中で、八代市の減量化は、今どういう状況かというのは御説明できますか。可燃物になりますけど。

**○循環社会推進課主幹兼循環社会推進係長（竹井公一君）** ちょっと手元に、あまり資料がないので、簡単どころになります、今、燃えるごみというものにつきましては、年間3万4853トンほど出ております。

あと、平成22年からですね、ごみ非常事態宣言としまして、八代市は長年ですね、ごみの減量化に取り組んでまいりました。そういったことで、1人当たりのごみの量は、ちょっと正確な数字が思い出せませんが、490グラムから495グラム程度ではなかったかと。他市町村に比べますと、かなりごみの量としては少ない量となっている状態です。

確かにですね、新しい環境センターができてから、一時的にごみの量が増えました。それは、それまで八代市と、旧坂本村のごみだけを清掃センターで処理していたんですが、鏡町とか千丁町のごみも入ってまいりましたので、それが標準化されて、若干1人当たりのごみの量が増えたところではあります。ですが、継続してですね、生ごみ処理機であったりですね、そういったごみの減量化のほう、あと出前講座とか御利用いただいて、コロナ禍で、御利用できてない部分もございしますが、そういったことで、ごみの減量化に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

**○委員（前川祥子君）** クリーンセンターが、やっぱりあと2年と、もつか、もたないかというような状況というものは、私もよく分かって

おります。

そういう中で、前提の中で、環境センターと共にと、旧郡部の中で、クリーンセンターが稼働していたということの、そういう経緯の中で、今後広域で一つの、そういう環境センターを基に、ごみの可燃をしていくということは、非常にこれから大切なことじゃないかなと、私はそう思っております。

今後、他の市町村が、もう一つ同じような建物を、建屋を造って、可燃物の処理をしていくというのは、やっぱり負担は大きいし、これは非常に酷な話じゃないかなあと思っております。国からの援助というのは、ほぼないんじゃないかと思しますので、そういった意味では、やっぱり共にですね、ごみの減量化等やりながら、環境センターを稼働していくということは、互いの努力が、ここに必要かと思えます。

そういった意味でも、八代市が前向きな形で、共に減量化を進めながら、この環境センターを稼働していくということは、最も私たちが、これから努力してやっていかなければならないことじゃないかなと、そういうふうに思っております。

そういった意味では、やっぱりまずは、八代市においてはごみの減量化、可燃物の減量化、特にですね、このことを最大限に進めていただいて、いま一度、各地区において減量化の努力をしていただけるようにPRしていただきたいなど、さらにそう思っております。というのが、やっぱり私も地域の一人でありますけど、少し最近では緩んでいるなあというような感覚がありますので、量が増えたというのも、坂本町のああいう災害の災害ごみが増えただけじゃないんじゃないかと思うんですね。あと、鏡町、千丁町、東陽町、泉町のが、そういう不要物、可燃物が来てるからだけじゃないと思うんですね。やっぱり全体的に少し減量化に対して緩みが来ると、私はそういうふうに感じてます。

ですから、やっぱりもう少しですね、共にやっていくという思いを持ってですね、これからは2年後、もう決定されているかどうかは、はっきり分かりませんが、多分決定の方向で進めていращやるといふに、私は認識しているんですけども、そういった思いで、いま一度八代市民のほうにも、ごみの減量化を努力していただきたいということを、再通告していただきたいなというふうに思っております。

**○委員（山本幸廣君）** 今日、これは所管事務調査なんですよ。これは、私も言いたくないんですけどもね、これは委員長、所管事務調査ですので、あんまり質問をしたり、うんというのはしたくなかったんですけども、やっぱり、これ前提条件見ただけで判断すれば、このような発言をしなきゃいけないということなんですね。

というのは、今、前川委員が言われたように、これはごみの減量化というのは、これは当たり前のことですよ。やらないかんというのがですね、やっとうとか、やっとうとかという、前川委員の今ですね、発言なんですよ。これはもう常にですね、減量化を進めていかないかん。

それはなぜかというのは、やっぱり施設の耐用年数をどう長くするのか、耐用をですね、そういう状況では、私が言うまでもなく、担当の職員はもうしっかり勉強しておるわけですから、だと言ってもですね、これは今の状況で、氷川町が、今言われたように、いろんな意見が出てましたように、建設をするというのは、もうあと2年しかないんですから、受入れをするのは当たり前なことだって、前提条件があるけん受入れをします。受入れをする中で、じゃあ、どうするかというのを、事務方で今後検討するわけでしょう。内容等についてもですね。その中の前提条件ですので、こら辺り、先ほど発言しましたように、ぜひともその受入れをしないという状況じゃないわけですから、受入れをす

中での内容的な条件というのには、先ほど指摘もあったように、はっきり言って、谷脇部長が言われたことも理解しますよ。理解するけれども、私たちは理解できないところが、やっぱあるというのを、しっかり受け止めとっていただきたい。

所管事務調査ですので、もうこれ以上は発言しませんけども、よろしかればですね、委員長あたりにですね、ぜひとも、こういう一つの条件、そしてまた、こういうのを受け入れる時期が来たんだということで、はっきり言って、建設環境委員会に谷脇部長、よろしかれば、先ほど言ったように、その都度その都度報告できるような、そういう対応をしとっていただきたいというふうに要望しておきます、委員長。

○委員長（上村哲三君） 分かりました。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） なければ、以上で、氷川町可燃ごみの受入れについてを終了します。

そのほか、当委員会の所管事務調査について、何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 以上で、所管事務調査2件についての調査を終了します。

次に、閉会中の継続審査及び調査の件についてお諮りいたします。

当委員会の所管事務調査2件については、なお調査を要すると思いますので、引き続き閉会中の継続調査の申し出をしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で本日の委員会の日程は全部終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午前11時52分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和3年12月15日

建設環境委員会

委員長